

みどりの食料システム戦略推進総合対策事業 (有機農産物の生産体制確立事業) 実施要領

第1 事業の目的

有機農産物の生産拡大に取り組む農業者団体等に対して、生産から販売に至るそれぞれの段階で支援を行い、有機農業の取組面積の拡大や有機農産物の生産振興に向けた取組を推進する。

第2 事業実施主体

- 1 事業実施主体は、3戸以上の有機農業者で組織される農業者団体、農業生産法人、集落営農組織及び市町村又は市町村が参画する協議会とする。

なお、市町村又は市町村が参画する協議会については、当該年度においてみどりの食料システム戦略緊急対策交付金及びみどりの食料システム戦略推進交付金の有機農業拠点創出・拡大加速化事業の交付を受けていないものを対象とする。

- 2 本事業における農業者団体、農業生産法人、集落営農組織、有機農業、有機農業者及び新規就農者の定義は別紙のとおりとする。

第3 事業の内容

事業実施主体は、第1の目的に資するため、次のいずれかに掲げる取組を行うものとする。

- 1 人材確保に向けた取組
有機農業者を募集するため、ホームページ等を活用した周知、就職セミナーへの参加や説明会の開催等を行う。
- 2 栽培技術の向上を図る取組
有機農業者や新規就農者が有機栽培の知識や技術を習得するため、先進的な取組を行っている有機農業者による現地指導や実証ほを活用した学習会等を実施する。
- 3 生産した有機農産物を活用した加工品の開発活動
有機農産物の販売拡大等を通じた更なる生産拡大を図るため、有機農産物の加工品を開発する。
- 4 生産した有機農産物等の販売促進活動
有機農産物の販売を促進し、更なる生産拡大を図るため、販売促進用資材の開発や、収穫祭など消費者との交流会等を実施する。
- 5 その他
県が特に必要性を認める取組

第4 補助金の交付内容等

- 1 県は、第3の各項に掲げる取組を実施する事業実施主体に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。
- 2 補助金は、対象事業費の2分の1以内で、かつ、1団体あたり500千円を上限とする。

- 3 補助金の使途等については別表 1、補助金の対象となる経費については別表 2 に定めるところによる。
- 4 県は、本事業の実施に必要な経費について、予算の範囲内で、鹿児島県補助金等交付規則及び鹿児島県みどりの食料システム戦略推進総合対策事業補助金交付要綱に基づき助成する。

第 5 事業実施計画書の承認等

- 1 本事業の実施を希望する事業実施主体は事業実施計画書（以下「計画」という。）（様式第 2 号）を作成し、市町村を経由して様式第 1 号により知事に提出する。
なお、実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあつては、市町村を経由せず知事に提出するものとする。
- 2 知事は、第 5 の 1 の規定により提出された計画の内容を審査し、適当と認められる時は、これを承認するとともに、様式第 3 号により事業実施主体に通知する。
- 3 事業実施主体は、実施計画について別表 1 に定める重要な変更を行う場合、第 5 の 1 並びに 2 の規定に準じて手続きを行う。

第 6 事業実績の報告

事業実施主体は、事業完了後、事業実施実績書（様式第 2 号）を作成し、様式第 4 号により事業実施年度の翌年度の 4 月末日までに知事に提出する。

第 7 事業の推進及び支援体制

- 1 事業実施主体は、この事業が円滑に実施されるよう関係市町村等と相互の連携協力を図るものとする。
- 2 県は、この事業が円滑に推進されるよう事業実施主体に対する助言・指導に努めるものとする。

第 8 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成 30 年 5 月 16 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から一部を改正し、令和 3 年度実施分から適用する。

この要領は、令和 4 年 6 月 17 日から一部を改正し、令和 4 年度実施分から適用する。

この要領は、令和 5 年 5 月 10 日から一部を改正し、令和 5 年度実施分から適用する。

この要領は、令和 6 年 5 月 21 日から一部を改正し、令和 6 年度実施分から適用する。

この要領は、令和 7 年 6 月 17 日から一部を改正し、令和 7 年度実施分から適用する。